



不当労働行為事件 控訴審第1回期日



5月14日「第1回期日」東京高等裁判所

「ジェイアールバス関東不当労働行為事件中労委命令取り消し訴訟控訴審」は5月13日に第1回目の期日を迎えました。冒頭、双方の準備書面を確認したのち、こちら側が書面内でも求めてきた、証人尋問について裁判長より「本件争点のエビデンスとなる人証を行いたい。」旨が告げられ、次回の期日にて2名の証人尋問がおこなわれます。最大限の結集を呼びかけ、佐藤組合員と棚倉分会、そして証人尋問をおこなう2名を全力で支えていこう！

次回 第2回期日 証人尋問

2025年7月10日(木)14:00開廷

あの時、職場で起きた真実を明らかにしていこう！
あったことは、なかったことにはできない！